貯 蓄 預 金 (2) (愛称:貯 蓄 預 金 [年 金 優 遇 型])

1 . 商 品 名	貯蓄預金
(愛称)	
(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(愛称:貯蓄預金[年金優遇型])
2.販売対象	・公的年金の自動受取を当行取引店に指定されている方
- HD DD	・制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方
3.期間	定めなし
4.預入方法	
(1)預入方法	随時預入
(2)預入金額	1円以上(ただし、基準残高は10万円)
(3)預入単位	1円単位
5 . 払 戻 方 法	随時払い戻します。
6.利息	
(1)適用金利	10万円未満、10万円以上の2段階の金額階層別金利設定をおこない、毎日の最終残
	高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金
	額階層の利率を適用します。 < 変動金利 >
	金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。
(2)利払頻度	毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。
(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日
	割計算
7 . 手 数 料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数
	料を徴求することがあります。
8.付加できる特	・普通預金(総合口座を含む)から資金を移動させるスウィングサービスの取扱い
約事項	ができます。
	・マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の	
取扱い	定めなし
10.その他参考と	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取り
なる事項	はできません。
	・総合口座の取扱いはできません。
	・取扱いは1人1口座のみとし、公的年金を受給されている方は、年金自動受取を指
	定の店舗に限ります。
	・当行取引店における公的年金自動受取の指定を解約された場合は、「スーパー貯蓄
	預金」の金利を適用します。
	・利息については20%の分離課税の対象となります。
	・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。
	・預金保険の対象となりますが、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預
	金保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――

	額までし	っか保護されません。
11.当行が契約し	一般社団法人全国銀行協会	
ている指定紛	連絡先	全国銀行協会相談室
争解決機関	電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772

(平成29年5月8日現在)